

令和8年

名和A地区 ごみ収集日程表

(坪田1区・坪田2区・坪田3区・東谷・門前・梶原・旧奈和・新坪田)

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃ごみ	2	3
4	5 可燃ごみ	6 不燃ごみ 新聞・雑誌	7	8 可燃ごみ	9 ペットボトル 発泡スチロール	10
11	12 スポーツの日 可燃ごみ	13 缶・びん ダンボール・紙パック	14	15 可燃ごみ	16	17
18 混合粗大ごみ受入 名和クリーンセンター 9時～12時・13時～15時	19 可燃ごみ	20 不燃ごみ 新聞・雑誌	21	22 可燃ごみ	23	24
25	26 可燃ごみ	27 ダンボール・紙パック 不燃粗大ごみ	28	29 可燃ごみ	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃ごみ	3 文化の日	4 不燃ごみ 新聞・雑誌	5 可燃ごみ	6	7
8	9 可燃ごみ	10 缶・びん ダンボール・紙パック	11	12 可燃ごみ	13 ペットボトル 発泡スチロール	14
15	16 可燃ごみ	17 不燃ごみ 新聞・雑誌	18	19 可燃ごみ	20	21
22	23 勤労感謝の日 可燃ごみ	24 ダンボール・紙パック	25	26 可燃ごみ 蛍光灯・電池	27	28
29	30 可燃ごみ					

※1～3月は裏面にあります

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1 不燃ごみ 新聞・雑誌	2	3 可燃ごみ	4	5
6	7 可燃ごみ	8 缶・びん ダンボール・紙パック	9	10 可燃ごみ	11 ペットボトル 発泡スチロール	12
13	14 可燃ごみ	15 不燃ごみ 新聞・雑誌	16	17 可燃ごみ	18	19
20	21 可燃ごみ	22 ダンボール・紙パック 不燃粗大ごみ	23	24 可燃ごみ	25	26
27	28 可燃ごみ	29	30	31		

〈さんあ〜る〉
ごみの収集日程
分別方法などを
確認できるアプリ



【Android】



【iOS】

【ごみの出し方の変更点(令和8年4月1日以降)】

- 紙製容器包装(食料品や生活用品の紙箱、紙袋、包装紙等)は、雑誌類(古紙類)と一緒にしぼって出してください。
- 国内大手メーカーのビールびんは、缶・びんとして出してください。
- 白色以外の発泡スチロールは、可燃ごみとして出してください。

●午前8時まで、指定された場所に出してください。

【問い合わせ先】
住民課 0859-54-5210

令和9年

名和A地区 ごみ収集日程表
(坪田1区・坪田2区・坪田3区・東谷・門前・梶原・旧奈和・新坪田)

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1 元日	2
3	4 可燃ごみ	5 不燃ごみ 新聞・雑誌	6	7 可燃ごみ	8	9
10	11 成人の日 可燃ごみ	12 缶・びん ダンボール・紙パック	13	14 可燃ごみ	15 ペットボトル 発泡スチロール	16
17	18 可燃ごみ	19 不燃ごみ 新聞・雑誌	20	21 可燃ごみ	22	23
24 31	25 可燃ごみ	26 ダンボール・紙パック	27	28 可燃ごみ 蛍光灯・電池	29	30

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃ごみ	2 不燃ごみ 新聞・雑誌	3	4 可燃ごみ	5	6
7	8 可燃ごみ	9 缶・びん ダンボール・紙パック	10	11 建国記念の日 可燃ごみ	12 ペットボトル 発泡スチロール	13
14	15 可燃ごみ	16 不燃ごみ 新聞・雑誌	17	18 可燃ごみ	19	20
21	22 可燃ごみ	23 天皇誕生日	24 ダンボール・紙パック 不燃粗大ごみ	25 可燃ごみ	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃ごみ	2 不燃ごみ 新聞・雑誌	3	4 可燃ごみ	5	6
7	8 可燃ごみ	9 缶・びん ダンボール・紙パック	10	11 可燃ごみ	12 ペットボトル 発泡スチロール	13
14 混合粗大ごみ受入 名和クリーンセンター 9時～12時・13時～15時	15 可燃ごみ	16 不燃ごみ 新聞・雑誌	17	18 可燃ごみ	19	20
21 春分の日	22 振替休日 可燃ごみ	23 ダンボール・紙パック	24	25 可燃ごみ 蛍光灯・電池	26	27
28	29 可燃ごみ	30	31			

〈さんあ〜る〉
ごみの収集日程
分別方法などを
確認できるアプリ



【Android】



【iOS】

【ごみの出し方の変更点(令和8年4月1日以降)】

- 紙製容器包装(食料品や生活用品の紙箱、紙袋、包装紙等)は、雑誌類(古紙類)と一緒にしぼって出してください。
- 国内大手メーカーのビールびんは、缶・びんとして出してください。
- 白色以外の発泡スチロールは、可燃ごみとして出してください。

●午前8時まで、指定された場所に出してください。

【問い合わせ先】
住民課 0859-54-5210